

(3) 復旧物資輸送 ー警察庁交通局交通規制課より

震災の経過とともに、輸送においては緊急物資の輸送から復興のための物資の輸送に重点が移った。そのため、規制区間における通行許可車両の性格が変わる。

① 復興物資運搬ルート・手段の確保状況

阪神大震災の復興のための物資輸送やライフラインの復旧を最優先するため、新たな交通規制を2月25日から始めた。原則的に乗用車の通行を禁止し、移行に伴ってこれまでに発行した乗り入れ許可証（緊に丸で囲んだマーク）、約30万枚はすべて無効となった。

規制道路の沿道に車庫があるなどの理由を持つ車両には「除外」の許可証を交付した。兵庫県警ではマイカー利用の増加による渋滞解消のため、公共交通機関や迂回路利用を呼び掛けた。

7) 交通規制区間

平成7年2月25日（土）から道路交通法に基づいて、以下の通り復興物資輸送ルート新たに設定し直し交通規制を実施した。

1) 復興物資輸送ルート（図1-18）

避難所救援、瓦礫処理、ライフライン復旧、道路・鉄道復旧、仮設住宅建設事業に関連する物資等を輸送する車両の円滑な通行を確保するために復興物資輸送ルートを設定する。車両を特定するために兵庫県公安委員会から「復興物資輸送車両標章」ないし「除外標章」を発行し、当標章を掲出している車両及びバス以外の通行は認めない。

1) 生活・復興関連物資輸送ルート

食料品その他の生活関連物資等を輸送する車両の円滑な通行を確保することを目的に生活・復興関連物資輸送ルートを設定する。貨物自動車、バス等以外の車両の通行は禁止とする。

2) 交付方法

兵庫県公安委員会が復興物資車両を特定する標章を発行し、これに基づいて交通規制を行う。交付方法は以下の通り。

第1 第一次交付

以下のルートにより必要枚数を事業者に交付。

- 1 兵庫県公安委員会は、警察庁を通じ、関係省庁に必要枚数を送付する。
- 2 関係省庁は、地方支分部局、自治体、事業者団体等を通じる等して、事業者に必要な枚数を交付する。

(注) 関係省庁は、地方支分部局、自治体、事業者団体等、交付窓口機関・団体を決定している場合には、当該機関・団体を警察庁を通じて兵庫県公安委員会に通知することとし、兵庫県公安委員会は、当該機関・団体に標章を直接送付することとする(当該通知がない場合には、関係省庁に送付する)。

なお、警察庁及び兵庫県公安委員会は、関係省庁の協力を得ながら、当該機関・団体に関する広報を徹底することとする。

第2 第二次交付

1 関係省庁を通じた交付

- (1) 関係省庁は、所管事業者から標章の追加交付要請があった場合は、警察庁を通じ、兵庫県公安委員会に追加交付の連絡を行う。
- (2) 兵庫県公安委員会は、当該連絡に係わる車両について、適当と認める場合には、警察庁を通じ、関係省庁に必要枚数を送付する。
- (3) 関係省庁は、地方支分部局、自治体、事業者団体等を通じる等して、事業者に必要な枚数を追加交付する。

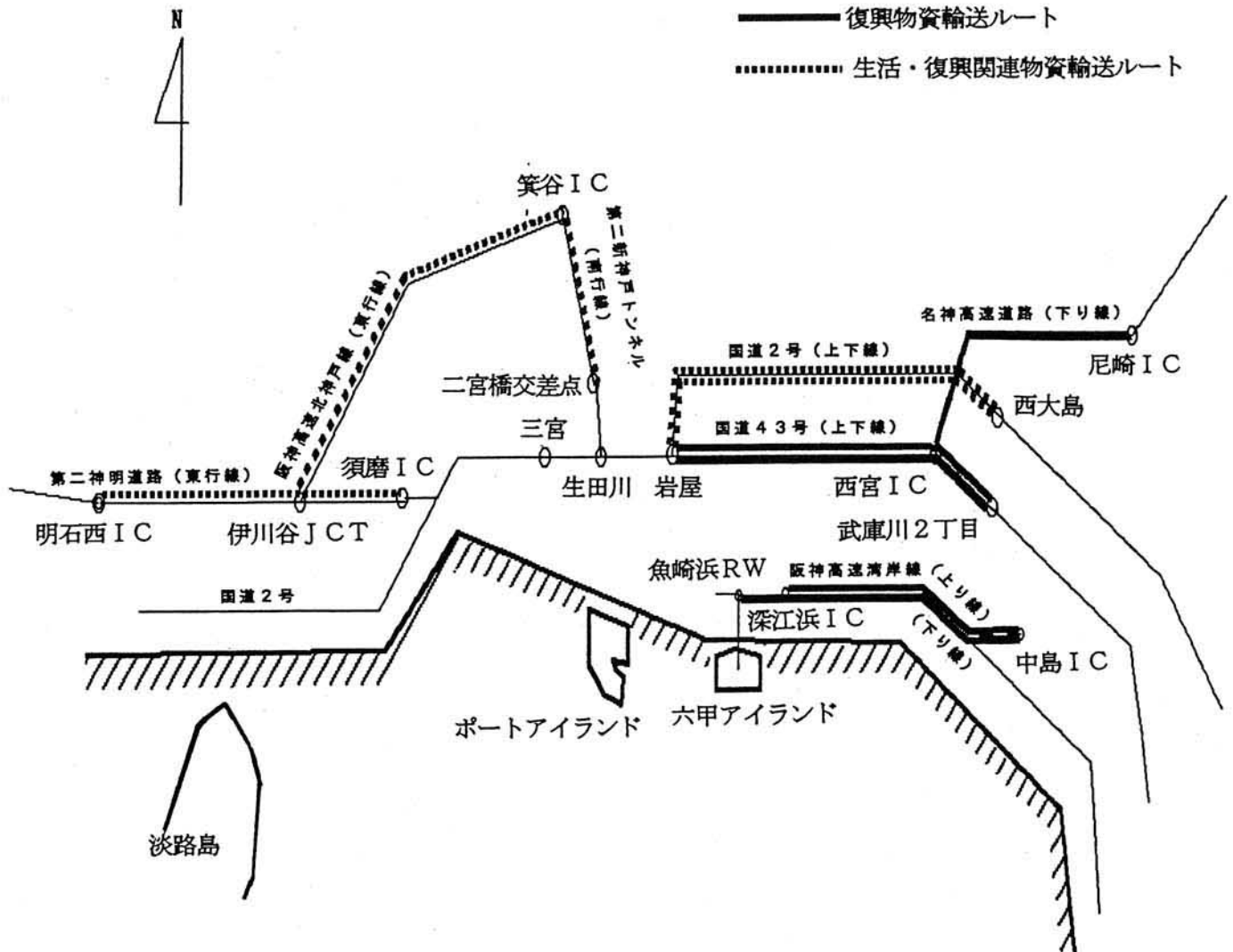
(注) 上記注に同じ。

2 兵庫県公安委員会における交付

- (1) 復興物資を輸送する者であって、関係省庁を通じた手続では標章を入手できないものは、兵庫県警察本部または各警察署において、標章の交付を申請する。
- (2) 兵庫県公安委員会は、当該申請に係わる物資輸送について、適当と認める場合には、標章を直接交付する。

イ) 配布状況

2月24日現在、県・市などから復興事業の委託を受けた業者などに約6万枚の「復興」の許可証を発行。



区分	路線名	規制時間 対象	区間等
復興物資	国道43号	6時～23時 復興等除外指定車両及びバスを除く	武庫川2丁目交差点先から 岩屋交差点先まで16.1km
	阪神高速湾岸線 (鳴尾浜から南芦屋浜までの湾岸側道を含む)	終日 対象については同上	中島ランプ先から 魚崎浜RW先まで13.5km
	名神高速道路 (下り線)	終日 対象については同上	尼崎IC先から 西宮IC先まで11.2km
生活・復興物資	国道2号	6時～23時 貨物車、バス、タクシー、二輪及び除外指定車両を除く	西大島交差点先から 岩屋交差点先まで15.8km
	第二神明道路 (東行)	6時～22時 貨物車、バス、タクシー、自動二輪(125cc超)及び除外指定車両を除く	明石西IC先から 須磨IC先まで22.6km
	阪神高速北神戸線 (東行)	同上	伊川谷JCT先から 笑谷ランプ先まで18.3km
	第二新神戸トンネル (南行)	同上	笑谷ランプ先から 二宮橋交差点先まで7.8km

(注) バス、貨物車については、営業用、自家用の区別は行わない

(出所) 警察庁交通局交通規制課

図1-18 復興物資輸送ルート